

クリーン仙台推進員設置要綱

(平成 7 年 7 月 31 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 8 に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーン仙台推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(推薦及び委嘱)

第 2 条 推進員は、町内会、マンション管理組合及びその他の自治組織(以下「町内会等」という。)の推薦によって、市長が適当と認める者にこれを委嘱する。

2 前項の規定により推進員を委嘱する場合における推進員の定数は、世帯数が 500 未満の町内会等にあつては 5 人以内、500 以上の町内会等にあつては 10 人以内とする。ただし、町内会等から希望があり、かつ市長が必要と認める場合は追加して委嘱することができる。

(給与等)

第 3 条 推進員には、給与は支給しないものとする。

2 推進員は活動を行うための費用について、予算の範囲内で、別に市長が定める額の弁償を受けることができる。

(任期)

第 4 条 推進員の任期は、10 月 1 日から翌々年 9 月 30 日までの 2 カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する期間の中途において委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、前任者がいない場合には、委嘱された日から前任者がいた場合の残任期間に相当する期間とする。

(活動)

第 5 条 推進員の活動は次のとおりとする。

- (1) 生活環境の清潔の保持に努めるとともに、地域住民による一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進に関する助言及び指導を行うこと
- (2) 一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用に関し、本市と地域住民との間及び地域住民相互間の連絡及び調整を行うこと
- (3) 一般廃棄物の自己処理に関する助言及び指導に努めること
- (4) 地域住民の環境意識の普及啓発に努めるとともに、地域住民による集団清掃その他生活環境の向上のための活動を促進すること
- (5) 本市の行う環境事業につき、調査並びに情報の収集及び提供を行うこと
- (6) 不法投棄されやすい場所等を定期的に巡視し、不法投棄の事実を認めた場合には、速やかに、発見した区域を担当する環境事業所又は市長が別に指定する機関に通報すること
- (7) その他一般廃棄物の減量及び再生利用、生活環境の保全に努めること

(研修)

第 6 条 市長は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するも

のとする。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき
- (2) 推進員の活動の遂行に支障があると認められるとき
- (3) その他市長が必要があると認めるとき

(活動報告)

第8条 推進員は、市長が開催する会議に出席し、その活動の状況及び成果について、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出席することができないときは、別に市長が定める方法により報告することができる。

(クリーンメイト)

第9条 市長は、推進員が地域での活動を遂行するために必要と認めたときは、町内会等の推薦により推進員の活動に協力する者（以下「クリーンメイト」という。）を委嘱することができる。

- 2 クリーンメイトには、給与は支給しないものとする。
- 3 クリーンメイトの任期は、推進員の任期に準ずるものとする。
- 4 クリーンメイトは、市長が認めた場合に限り、第6条に規定する研修に参加することができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から実施する。

附 則（平成14年1月30日改正）

この改正は、平成14年1月30日から実施する。

附 則（平成16年8月2日改正）

この改正は、平成16年8月2日から実施する。

附 則（平成17年7月29日改正）

この改正は、平成17年8月1日から実施する。

附 則（平成20年3月7日改正）

この改正は、平成20年6月1日から実施する。

附 則（平成22年12月28日改正）

- 1 この改正は、平成23年1月1日から実施する。
- 2 この改正の実施の際、現に推進員として委嘱されている者の任期は、改正前の第4条の規定にかかわらず、平成23年6月30日までとする。

附 則（令和7年3月10日改正）

- 1 この改正は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この改正の実施の際、現に推進員として委嘱されている者の任期は、改正前の第4条の規定にかかわらず、令和7年9月30日までとする。